

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、平成15年の合計特殊出生率は1.29人と過去最低を更新しました。

少子化の主な要因としては、これまで、晩婚化・未婚化が挙げられてきましたが、最近、「夫婦の出生力の低下」という新たな要因も指摘されています。こうした少子化の進行による世代間の人口の不均衡は、将来的に社会保障制度の維持を困難にしています。また子どもが減少することにより地域社会の活力が衰退していくことも懸念されます。

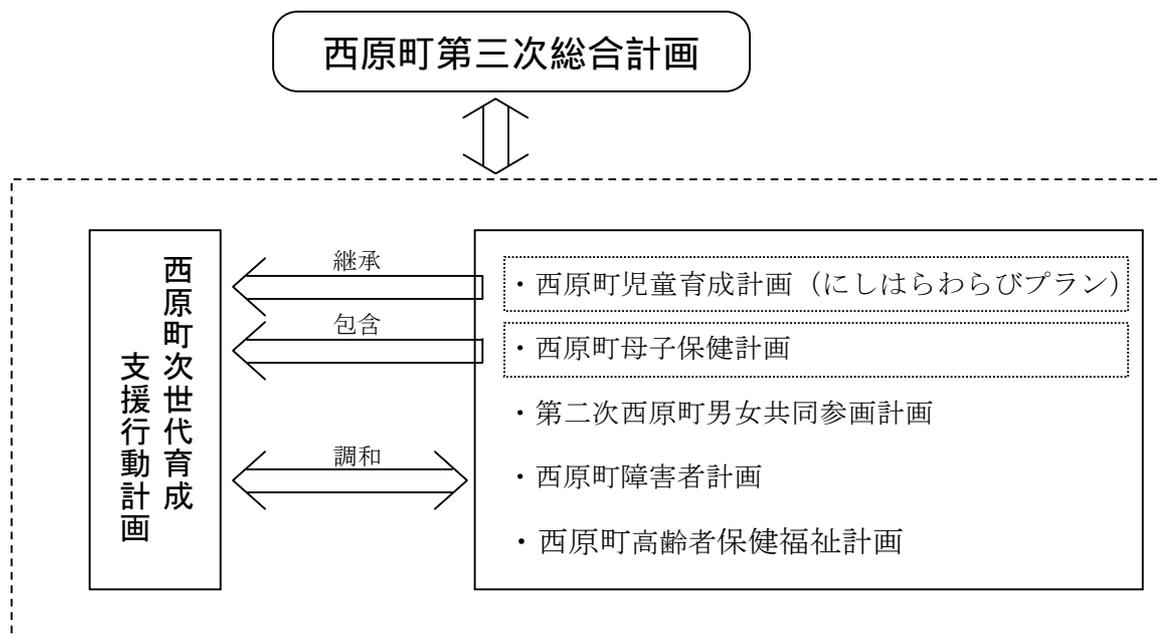
このような少子化の流れを変えるため、国は従来の方策に加え、国・地方自治体・企業等の更なる連携の強化ともう一段の方策を促進するために、平成15年7月に地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を推進するための「次世代育成支援対策推進法」を成立させました。同法においては、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画をそれぞれ策定することが定められており、本計画は、第8条第1項に規定する市町村行動計画により策定するものです。

本町においては、平成14年度に「西原町児童育成計画（にしはらわらびプラン）」を策定し、少子化対策並びに児童健全育成のために各種施策を推進してきましたが、今回の「次世代育成支援対策推進法」の成立を機に、当該計画の推進状況や課題把握するとともに、「行動計画策定指針」に示された市町村の取り組むべき内容を踏まえ、新たに「西原町次世代育成支援行動計画」として策定します。同計画は、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育てる事ができる環境整備を推し進めるとともに、子どもの健やかな成長に資するために、妊娠期から思春期までの各発達段階に関連したさまざまな分野での取組を、総合的・一体的に推進していく事を目的に策定されるものです。



2 . 計画の位置付け

本計画は、「西原町児童育成計画（にしはらわらびプラン）」を継承するとともに、「西原町第三次総合計画」に則するものとして位置づけられます。また、母子保健計画を盛り込むことが定められていることから、「西原町母子保健計画」は本計画に包含されています。そのほか、「第二次西原町男女共同参画計画（さわふじプラン）」、「西原町障害者計画（ほのぼのプラン）」等他の関連する計画との調和を保つものとしします。



3 . 計画の期間

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」において平成17年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする10年間の時限立法であり、5年を1期とした計画を策定し5年後に見直しを行うことが定められています。従って、平成17年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画とします。



4 . 計画の推進体制

(1) 地域全体による推進体制の整備

地域ぐるみで子ども達とその家庭を温かく見守りながら、子育てを支援していく体制づくりが重要です。そのため、地域、行政、職場と家庭が協力できるよう、その連携強化や地域活動の活性化を促進します。

また、地域に関わる様々な人や団体が、子育て支援に向け、高い意識をもって協力しながら活動することを促進するための中心的な組織として、地域の様々な人々から構成されるネットワーク組織の設置を検討します。

(2) 庁内推進体制の整備

本計画の内容は福祉課だけでなく、教育委員会や健康衛生課、企画財政課、総務課、産業課、都市計画課、土木課、区画整理課など、多くの部署の業務に関わります。このため、関連課には具体的な目標づくりと推進体制強化を求め、全庁体制で計画の推進を図ります。

また、西原町における子育てに関する情報の整理・集約を図り、町民からの問い合わせに迅速に対応できる体制づくりを目指します。

(3) 関連機関との連携

子育て支援に関しては、国や県の制度も多いため、これらとの連携を密にして事業の推進を図る必要があります。

実際に各種サービスの供給を担う関係機関との連携が不可欠であり、施策の展開にあたってはこれらとの連携を密にし、連携体制の強化を図ります。

(4) 計画の点検

計画を実効性のあるものとするために、関連課ごとに計画初年度における状況を整理するとともに、計画期間における具体的な目標を確認します。また、平成17年度には、計画の進捗状況や達成状況の点検、課題の検討等を行います。

(5) 計画の公表

次世代育成支援対策推進法の第8条第5項では、市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画の実施状況を公表しなければならないこととされています。このため、広報紙やホームページを活用し、計画の実施状況や点検・評価等について、住民に対しての周知を図ります。